

# 誓 約 書

年 月 日

広 島 市 長

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

保守点検業登録申請者は、広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年広島市条例第83号）第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

[参考]

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第5条第1項

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者